

田原本町議会会議録目次

○6月2日(第1日)

開会(午前10時04分)	1-4
町長招集挨拶	1-4
会期の決定(6月2日から8日までの7日間)	1-4
会議録署名議員の選出(古立憲昭、西川六男、竹邑利文君)	1-5
報 告 現金出納検査の結果報告	1-5
請 願 不燃ごみ・粗大ごみの有料化撤回を求める請願	1-6
議 第38号 人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて (原案可決)	1-7
発議案の一括上程(発議第4号及び発議第5号の2議案について)	1-8
趣旨説明	1-8
質 疑	1-11
討 論	1-14
採 決	
発議第4号 認知症への取組みの充実強化に関する意見書 (原案可決)	1-17
発議第5号 平和安全法制につき真摯な議論を求める意見書 (否 決)	1-17
報 第10号 平成26年度田原本町一般会計予算継続費繰越計算書の報告	
報 第11号 平成26年度田原本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告	
報 第12号 平成26年度田原本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計 算書の報告	
報 第13号 平成26年度田原本町介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の 報告	1-17
議案の一括上程(議第30号より議第37号までの8議案について)	1-19
町長より提案理由の説明	1-19
上程議案の委員会付託について	1-21
散会(午前10時57分)	1-22

平成27年 第2回 定例会

田原本町議会会議録

平成27年6月2日

午前10時04分 開会

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (13名)

1番 阪東吉三郎君	2番 森井基容君
3番 安田喜代一君	4番 森良子君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 欠員

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原庸雅君 議事係長 森恵啓仁君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 石本孝男君
総務部長 持田尚顕君	総務部参事 北口尚吾君
住民福祉部長 寺田元昭君	産業建設部長 森博康君
上下水道部長 岡努君	秘書広報課長 岡本達史君

監査委員	井上喜一君	教育委員長	後藤田和子君
教育長	片倉照彦君	教育部長	竹島基量君
会計管理者	奥山佳延君	選挙管理委員会 事務局長	北田喜史君
農業委員会 事務局長	山内章司君		

平成27年田原本町議会第2回定例会議事日程

6月2日（火曜日）

○開 会（午前10時）

○町長招集挨拶

○会期の決定

○会議録署名議員の選出

○現金出納検査の結果報告

○休 憩（日程の説明）

○請 願 不燃ごみ・粗大ごみの有料化撤回を求める請願

・趣旨説明

○議第38号 人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて

・提案理由の説明

・採決

○発議案の一括上程（発議第4号及び発議第5号の2議案について）

・趣旨説明

・質疑

・討論

・採決

○報第10号 平成26年度田原本町一般会計予算継続費繰越計算書の報告

○報第11号 平成26年度田原本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告

○報第12号 平成26年度田原本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告

○報第13号 平成26年度田原本町介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の
報告

○議案の一括上程（議第30号より議第37号までの8議案について）

○町長より提案理由の説明

○上程議案の委員会付託について

○散 会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時04分 開会

○議長（辻 一夫君） ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

これより平成27年田原本町議会第2回定例会を開会し、直ちに会議を開きます。

町 長 招 集 挨 拶

○議長（辻 一夫君） 町長より定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） おはようございます。議長のお許しをいただきまして、平成27年田原本町議会第2回定例会の開会に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、常日頃から町政発展のため、多大なご支援、ご協力を賜っておりますこと、厚く御礼を申し上げます。また、公私何かとご多用の中ご出席をいただきまして、今期定例会を開会でき得ましたことに重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

さて、6月を迎え木々の緑もより色濃くなってまいりました。今年の梅雨入りは平年より遅いと言われておりますが、間もなく梅雨の季節がやってまいります。農家の方にとりましては恵みの雨でございまして、夏場の農業用水確保のためにも一定の降雨を期待したいと思います。

しかし一方で、梅雨前線に伴うゲリラ豪雨、また長雨による水害の危険性が高まっていく季節でもございます。本町におきましては、田原本町地域防災計画に基づき町民の生命と財産を守るため、万全を期してまいりたいと考えております。

今期定例会におきましては、4件の報告事項及び9議案の重要案件につきましてご審議を賜るわけでございますが、何とぞよろしくお願いを申し上げまして、簡単ではございますが開会の挨拶させていただきます。

会 期 の 決 定

○議長（辻 一夫君） 会期の件についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日から8日までの7日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、会期は8日までの7日間と決定いたしました。

会議録署名議員の選出

○議長(辻 一夫君) お諮りいたします。会議録署名議員の選出については、会議規則第126条の規定により、議長より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。
5番、古立議員、6番、西川議員、7番、竹邑議員、以上3名の方をお願いをいたします。

現金出納検査の結果報告

○議長(辻 一夫君) 報告事項を求めます。

現金出納検査の結果について、代表監査委員。

(監査委員 井上喜一君 登壇)

○監査委員(井上喜一君) 議長のご指名によりまして、去る平成27年3月25日、4月27日及び5月25日に実施をいたしました現金出納検査の結果をご報告いたします。

一般会計及び各特別会計に属します平成27年2月28日、3月31日並びに4月30日現在の出納状況について現金出納検査をいたしました。

検査日現在の現金残高は、町指定金融機関保有の現金残高及び各金融機関の預金残高の合計と歳入歳出簿現金残高とが符合いたしまして、関係法令を遵守の上、的確に処理されていたことをご報告申し上げます。

以上であります。

○議長(辻 一夫君) 日程の説明の間、暫時休憩いたします。

午前10時08分 休憩

午前10時09分 再開

○議長（辻 一夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に入ります。

請願 不燃ごみ・粗大ごみの有料化撤回を求める請願

○議長（辻 一夫君） 今期定例会までに受理いたしました請願1件はお手元に配付のとおりでございます。この際、朗読を省略いたしまして、紹介議員の趣旨説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。不燃ごみ・粗大ごみの有料化撤回を求める請願について紹介議員の趣旨説明を求めます。7番、竹邑議員。

（7番 竹邑利文君 登壇）

○7番（竹邑利文君） 議長のお許しを得まして、不燃ごみ・粗大ごみの有料化撤回を求める請願について趣旨説明を行います。

本議案は平成27年第1回定例会に上程されました。本町の説明では「減量化と資源化を推進し循環型社会を形成する目的」となっております。町議会は賛成多数で可決になりましたが、町民の皆様は公共料金が値上げされ、物価が大幅に上昇し、生活が苦しいさなか、なぜこの時期に有料化なのか、明解な詳細説明もない、回収方法も詳細検討中である。有料化に伴い最大の懸念は不法投棄が増大することです。

現在、個別回収しているA校区の可燃ごみでも交通阻害になり、渋滞が起こっております。有料化のごみの減量効果は大きな疑問です。新清掃工場竣工まで期間があります。十分検討の余地がございます。可燃ごみ・粗大ごみの有料化撤回を求めます。本町の再考をよろしくお願い申し上げます。

2, 464名の切実な願いの署名を添付いたします。重きに思料してください。

ご静聴ありがとうございました。

○議長（辻 一夫君） 以上をもちまして、不燃ごみ・粗大ごみの有料化撤回を求める請願についての趣旨説明を終わります。

お諮りいたします。本請願については厚生建設常任委員会に付託いたしまして審査を願うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、本請願は厚生建設常任委員会に付託して審議を願うことにいたします。

議第38号 人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて

○議長（辻 一夫君） 議第38号、人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（藤原庸雅君）

議第38号

人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く。

平成27年6月2日提出

田原本町長 寺 田 典 弘

住 所 田原本町大字三笠241番地の24

氏 名 まえ 前 だ 田 やす 恭 なり 成

生年月日 昭和18年1月15日

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 寺田典弘君 登壇)

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、議第38号、人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことにつきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員の任期満了に伴いますもので、田原本町大字三笠241番地の24、前田恭成氏、昭和18年1月15日生まれを適任者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を聞くものでございます。

議員各位におかれましては、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

- 議長（辻 一夫君） ただいま町長より説明のありました人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについては、提案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、議第38号、人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについては、原案どおり前田恭成君を人権擁護委員候補者に推薦することに決しました。

発議案の一括上程（発議第4号及び発議第5号の2議案について）

- 議長（辻 一夫君） 続きまして、発議第4号、認知症への取組みの充実強化に関する意見書及び発議第5号、平和安全法制につき真摯な議論を求める意見書の2議案を議題といたします。

お諮りいたします。発議第4号、認知症への取組みの充実強化に関する意見書及び発議第5号、平和安全法制につき真摯な議論を求める意見書の2議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第4号及び発議第5号の2議案については一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、この際、議案の朗読を省略いたしまして各々の提出者より趣旨説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

それでは、順次提出者より趣旨説明を求めます。発議第4号について、5番、古立議員。

（5番 古立憲昭君 登壇）

- 5番（古立憲昭君） おはようございます。それでは議長のお許しをいただきまし

て、今期定例会に意見書を提出させていただきました認知症への取組みの充実強化に関する意見書に対して趣旨説明をさせていただきます。

ご承知のように、2025年には認知症高齢者が約700万人にも達すると推計されております。これは高齢者の方々5人に1人が認知症になるという大変な数字でございます。私たちは、これに対してしっかりと取り組んでいかなければならないと思います。

そこで政府は、本年1月に認知症対策を国家的課題として位置づけ、認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランを策定し、認知症高齢者が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会、「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を目指すこととしました。

しかし、今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立など、総合的な取り組みが求められているところであります。

特に認知症の対応で最も大事なのは、その人の生きがいを引き出す環境をどう整えるかであります。認知症の人が笑顔で暮らせるか、悲しい顔で生活するかは、まさに環境次第とあって良いと思います。この認知症の人を支える環境は、政策や制度に基づく総合的なサービスによって成り立つ部分が多いため、本意見書を提出させていただきました。そして本意見書に対して4つの項目について、強く要望させていただきました。

まず1つ目は、いわゆる基本法の制定であります。この基本法を制定することにより、政府や自治体が一貫した方針で連携し、ニーズを酌み取って、政策やサービスを進化させていく恒久的な仕組みができ上がります。認知症社会に対して、国がどう臨むかという総合的な方向性を基本法によって打ち出すことは大変重要なことでございます。したがって、介護者支援の体制を推進する個別具体の計画等の整備を基本法に図り進めていく必要があります。

次に2番目の措置でございますが、これは訪問型の医療や看護サービスなどの普及促進をうたっております。

読みますと、認知症に見られる不安、抑うつ、妄想など心理行動症状の発症・悪化を防ぐため、訪問型の医療や看護サービスなどの普及促進を、地域包括ケアシス

テムの中に適切に組み入れることとということでございます。

3番目については、自治体などの取り組みについて家族介護、老老介護、独居認知症高齢者など、より配慮を要する方々へのサービスの好事例、例えばサロン設置、買い物弱者への支援等を広く周知することは、それぞれの地域の置かれている好事例の情報を提供していったって、より良い環境をつくろうということでございます。

4番目は、大変大事なことでございますが、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の効果を見極めるため、当事者や介護者の視点を取り入れた点検・評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。つまり評価の反映であります。

この4点、つまり基本法の策定、それから訪問型サービスの普及促進、また好事例の周知、そして評価の反映、これについて国においては適切な措置を講じられまじよう強く要望させていただきます。

以上が本意見書に対する趣旨説明でございます。各議員におかれましては、ご理解いただきましてご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（辻 一夫君） 続きます、発議第5号について、9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは発議第5号、平和安全法制につき真摯な議論を求め意見書について提案理由の説明をさせていただきます。

政府は5月15日、自衛隊を随時海外に派遣できるようにする国際平和支援法（案）と自衛隊法など、現行法10本を一括改正する平和安全法制整備法（案）を国会に提出しました。集団的自衛権の行使を容認し、自衛隊の国際的な役割を拡大する内容だと言われております。

この法律につき藤井裕久元財務相は、「日本を再び戦争する国に変える法制には絶対に反対です」と発言しておられます。鳥越俊太郎さんは「安倍政権のやり方は、あまりにも強引で国民の民意とはかけ離れています」と発言されております。

4月16日、ニコニコアンケートというのを実施されました。これはコンピューター上でされたものですが、そこで「日本がどんな場合にどこまで戦争に参加するかわかりますか」との質問に、「分かる」と答えた方は29.2%、「分からない」と答えた方は70.8%でした。

そして、麻生太郎副総理の発言が届いていますが、派閥の会合の挨拶で、こんなことをおっしゃったと。これから国会で平和安全法制の審議が始まるが、皆さん方の奥さんに、この問題について全然地元で説明ができませんと言われたと。誰か紹介しなさいということになったので、内閣官房副長官補の兼原信克氏に説明に行ってもらったら全然分からなかったと。なかなか難しいものだと。有権者、後援会の方々に丁寧に説明していただけるよう努力していただきたいというような逸話があったと報道されています。

また、5月31日、共同通信社が行ったアンケートでは、「十分に説明してるとは思わない」が81.4%でした。自民党支持者の中でも69.1%が「十分に説明しているとは思わない」と回答されています。全く理解が深まっていないことは明らかです。

これまで自民党政権が集団的自衛権の行使はできないと説明されてきたことが突然できるに変わったわけですから、国民が理解できるまで、国会で徹底的に議論を尽くすことは国会の責務です。

立場は違いますが、本町議会が同じ議会人として真摯な議論を尽くすよう求めて促していくためにも、本意見書の提出にご協力をお願いします。

皆様のご協力をよろしく願いまして、提案理由の説明とします。

○議長（辻 一夫君） ただいまの各々の趣旨説明に対し質疑を許します。

まず発議第4号、認知症への取組みの充実強化に関する意見書について、質疑ありませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 認知症への取組みを充実させるということには賛成ですし、必要であろうと思います。

そこで、意見書の中で分からないのは、第1項にあります「認知症の人と家族を支えるための基本法（仮称）」という個別の名称が挙がっています。この認知症の人と家族を支えるための基本法というものが、どんなものかというのが分からないので、その中身を示していただきたいと思うのです。お願いします。

○議長（辻 一夫君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） この基本法の制定、これは認知症の人と家族を支えるための基本法というのは、これは仮称でありまして、別にほかの名前でも良いのですけど

も。要は国や自治体が一貫した方針で連携し、ニーズを汲み取って政策やサービスを進化させていく恒久的な仕組みができ上がるということなのですね、そういうのをつくっていかうということなのです。

ご承知のように、介護にしても何にしても、ころころ、ころころ方針が変わってきておりましたので、それではやはり現場も、また患者さん方も大変だと思われることで、一貫した恒久的な仕組みをつくっていかうということの方向性を基本法によって打ち出すことが非常に大事なのではないかということなのです。

それとですね、認知症高齢者の方の在宅生活のことや、家族介護の方の支援拡充が非常にこれは前提となってくるのですけども、こういった方々への支援が法整備されていないというのが現実でございますので、これらをきちっと後押しして、法律、この基本法によって後押しをしていかうということで、行っていただきたいということでございますので、このオレンジプランをより充実させるためには大事な基本法ではないかと考えております。

以上です。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） いや、あのね、この文書を見ましたら、具体的な計画を策定することを定めた「認知症の人と家族を支えるための基本法（仮称）」ですから、ある程度まとまった案をお持ちというか、国会で予定されていて、それを通してくれというように読みとれるのです。普通の場合は、「認知症の家族の方を支えるための法律の制定を急ぐこと」とかですね、そういう表現が普通だと思いますけども、これは具体的に「認知症の人と家族を支えるための基本法（仮称）」というのがあるのじゃないかと思われる……、ちょっと私はそう思うのですけれどもね、読みとれるのですけども、そこを知りたいのです。こんなの全然ないですよと、ないけども、こういう基本法をつくってくれということなのか。それとも、ここに実際に「認知症の人と家族を支えるための基本法」という、大体こんな案を持っていますから、これを出したら通してくださいということなのかというのが分からないので、そこをちょっと教えてもらえますか。

○議長（辻 一夫君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） 何も案をなしで出しているわけではないのですけども、それ

も出して検討していただくことも大事なのですが、今の段階では、やはり政府に考えていただかなければならないという思いがありますので、政府並びに国会のすべての議員さんの方々に考えていただきたいという意味で、この文書を作成しております。

以上です。

○議長（辻 一夫君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） 次に発議第5号、平和安全法制につき真摯な議論を求める意見書について質疑ありませんか。10番、植田議員。

○10番（植田昌孝君） 平和安全法制につき真摯な議論を求める意見書について少し質問をさせていただきたいと思います。

確かに今おっしゃったように、平和安全法制の集団的自衛権の行使容認や自衛隊の活動範囲の地理的要因を緩和する内容に対して、このままでは戦争に進むのではないかと思っている国民の皆さんがいらっしゃることは事実だと思います。

ただ、その中で、この意見書では、そのことがどのように平和安全法制に盛り込まれていて、「日本が戦争に巻き込まれることを未然に防ぐことができる体系となっているのかを、国民によくわかるように説明し、国会で十分議論をつくされることを求める」という意見書であります。

私、先週から国会中継を見させていただいております。現在、国会の衆議院平和安全法制特別委員会というのが開かれていて質疑等々されています。私は十分議論をされているのではないかと思います。したがって、私たちの議会として改めてこの意見書を出すということは本当に必要かどうかというのが、ちょっと疑問に思います。

その中で、今おっしゃったような「国民にわかるよう説明して、国会で十分議論をつくされることを求める。」という意見書ですので、具体的な内容というのが、もしあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 一応、先ほどアンケートの結果をお知らせしましたけども、5月31日現在のアンケートで、国民の皆さんが十分理解がされていないというか、

十分説明していると思わないという方が、8割を超える方がされているというところが一番のポイントじゃないかと思うのです。国会の中でたくさん時間をとって、その議論を重ねておられるのですけれども、例えば元自衛官の方はリスクが増えるか、増えないかというような議論じゃなくて、リスクが増えるのは当たり前だろうとおっしゃっていますね。なぜそのリスクを背負ってまで海外に行かないといけないのかということをして国会の中で明らかにして、国民のコンセンサスをいただいたら、私らは自信を持って行けますという話をされているのです。その点では、今残念ながら議論はされていますが、本当にそこまでの議論がされていない。その点で、私はこの意見書で、特に何をということはないのです。何しか私は国会で本当に議論されて、国民が納得できる、そういう方向で、この法案を通すのだったら通す、否決するのだったら否決するということをやっていたきたいという趣旨で上げさせてもらいました。

ですから、いろいろ私の立場からしたら、こんないけませんよと言いたいのですけれども、そういうことじゃなくて、もっと国民の皆さんが理解をしていただいて、それだったら応援していこうじゃないかと、それだったらいけないよと、やっぱり自分が判断できるようなところまで、ぜひやってほしいなというところで、この意見書を上げさせてもらいました。

○議長（辻 一夫君） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようでございますので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

（12番 小走善秀君 登壇）

○12番（小走善秀君） 平和安全法制につき真摯な議論を求める意見書について反対意見を述べさせていただきます。

ここに記載されている内容ですね、「日本が戦争に巻き込まれることを未然に防ぐことができる法体系になっているかを、国民によくわかるよう説明し、国会で十分審議をつくされることを求める。」と、まさにそのとおりであると思います。

しかし、現状をあの国会中継を見ておりましたが、本当に言葉遊びではないのかと。言葉じりを捉えたり、細かい部分で執拗に同じことを聞いたり、質問に至らな

いような内容を延々と話をしているとか、何かそういう引き延ばし的な、そういう議論がされているのかなとか。本当に国民にこの法案の中身をきっちり知らせるためには、もっとちゃんとした議論をしていただきたいと思うところであります。

そんな中、分かりにくいという話もたくさんあるわけですがけれども、日本が今の法体系で、この厳しい情勢の中、昨日のマスコミ報道によりますと、中国が南シナ海で飛行場をつくったり、基地的なものをつくっているようだ。これがやはり中国側は軍事目的であるということを表明しております。本当に厳しい国際情勢の中で、日本が世界と手を組んで、その横暴なことをやめさせていくと。そのためには世界の諸外国と手を組んで対抗していかなければならないということは明らかであります。

戦争は誰もが否定しております。戦争はしなくて済むように、今この法制もそういう方向で進んでおります。要するに集団的自衛権、集団で物事を解決、抑止力を強めていこうと、こういう話であると思います。

この意見書、審議を尽くせと言われるわけですがけれども、国会の現状を見ていると、審議は尽くせるのかなと思うわけでございます。こういう審議を尽くせという意見書によって、審議のみ、尽くせ、尽くせということで、国会審議が長引き、いつの間にか会期が終わって廃案になると。こういう事態になったら最悪なわけですね。良い法律、自衛隊が求めている法律が早く成立し、不安のない活動ができるように早く成立すべき話で、議論を尽くすことは賛成でございます。しかし、この法案を長引かせて廃案に持っていくような、こういう現状のやり方、これは否定すべきもので、この意見書を通すことによって、そういう事態になる可能性もあると、こういうことから、この意見書には反対でございます。

以上、ありがとうございました。

○議長（辻 一夫君） ほかにありませんか。9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） そうしたら発議第4号、認知症への取組みの充実強化に関する意見書について反対討論をさせていただきます。

私は、先ほどまで賛成するつもりで参加していたのです。認知症の取組みを強化することには賛成です。ただ、先ほど質問させてもらったように、認知症の人と

家族を支える基本法（仮称）を通してくれということを要望するに当たって、その中身が分からないということには賛成できないと。

やっぱりほかのところには、ほかのことは一般的なことですので、こういうことを強化して、こういうことを強化してと行って、それは賛成できますけども。ですから個別具体的な「認知症の人と家族を支える基本法（仮称）」を通してくれということについては、中身が分からないですから、早期に制定してくれとは言えないというのが、私の受け止めでした。

それで大変申し訳ないわけですが、こういう個別の法律を通せと、そういうことが含まれていますので、認知症への取組みの充実強化に関する意見書には反対という立場をとらせていただきます。

○議長（辻 一夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。4番、森議員。

（4番 森 良子君 登壇）

○4番（森 良子君） それでは平和安全法制につき真摯な議論を求める意見書（案）に対する賛成討論をさせていただきます。

平和安全法制とされる法律案の国会での審議が5月26日から始まっています。これらの法案は自衛隊の活動地域を戦闘地域にまで広げ、これまでできなかった弾薬の提供や武器の輸送も可能にするという内容を持つものです。政府はなぜこんなに躍起になって法案を通そうと暴走しているのでしょうか。

安倍首相は、自衛隊活動の実施区域について戦闘行為がないと見込まれる場所を指定するとしていましたが、質疑の中で、そのような規定のないことが明らかになるばかりか、法案では（自衛隊が活動している場所で）戦闘行為が行われるに至った場合を想定して対応方針を明記しているとされており、自衛隊が攻撃される可能性を想定しているということになるとも指摘されています。

これまで自衛隊のアフガニスタン、イラクの両戦争への派兵任務を経験し、帰国後に自殺した自衛官が2015年3月末時点で54人にのぼることも分かりました。今回の平和安全法制が成立すれば、更に危険の度合いが高まる、リスクが高まるということは明白です。

私の友人にも自衛隊に勤務をしている方がおられますが、いずれも身内や親族の方は不安と心配をされています。子どもを戦地に送るために命がけで生んだのではないという多くの女性の悲痛な叫びをしっかり受け止めて、我が子、我が孫、ひ孫へと続くかもしれない負の連鎖、こんな重大な法案だからこそ、国会での十分な審議と議論が尽くされることを強く求めます。

議員の皆様においてもご賛同くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（辻 一夫君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

これより発議第4号、認知症への取組みの充実強化に関する意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（辻 一夫君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案どおり可決されました。

続きまして、発議第5号、平和安全法制につき真摯な議論を求める意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（辻 一夫君） 賛成少数と認めます。よって、本議案は否決されました。

報第10号 平成26年度田原本町一般会計予算継続費繰越
計算書の報告

報第11号 平成26年度田原本町一般会計予算繰越明許費
繰越計算書の報告

報第12号 平成26年度田原本町公共下水道事業特別会計
予算繰越明許費繰越計算書の報告

報第13号 平成26年度田原本町介護保険特別会計予算繰
越明許費繰越計算書の報告

○議長（辻 一夫君） 続きまして、報第10号、平成26年度田原本町一般会計予算継続費繰越計算書の報告から、報第13号、平成26年度田原本町介護保険特別

会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についての4議案を議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、町長より報告議案の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

町長より報告議案の説明を求めます。町長。

(町長 寺田典弘君 登壇)

○町長(寺田典弘君) 議長のご指名によりまして、平成27年田原本町議会第2回定例会に提出させていただきました議案のうち、報告事項につきまして概要の説明を申し上げます。

報第10号、平成26年度田原本町一般会計予算継続費繰越計算書の報告につきましては、中継施設建設事業について3億1,173万5,120円を翌年度に繰り越したものであり、地方自治法施行令第145条第1項の規定により議会に報告するものでございます。

次に、報第11号、平成26年度田原本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、地方人口ビジョン・地方版総合戦略策定事業ほか14件について総額1億8,985万8,000円を繰り越したものであり、報第12号、平成26年度田原本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、流域下水道事業費、70万円を翌年度に繰り越したものであり、報第13号、平成26年度田原本町介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、介護保険システム改修業務委託料、361万6,000円を翌年度に繰り越したものであり、いずれも地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

以上です。

○議長(辻 一夫君) ただいまの町長の報告議案の説明に対し質疑を許します。質疑ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（辻 一夫君） ないようですので、これで質疑を打ち切ります。

報第10号、平成26年度田原本町一般会計予算継続費繰越計算書の報告から、報第13号、平成26年度田原本町介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については議会の承認事項ではありませんので、以上でご了承をお願いいたします。

議案の一括上程（議第30号より議第37号までの8議案について）

○議長（辻 一夫君） 続きまして、議第30号、平成27年度田原本町一般会計補正予算（第1号）より、議第37号、指定管理者の指定についてまでの8議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、議第30号、平成27年度田原本町一般会計補正予算（第1号）より、議第37号、指定管理者の指定についてまでの8議案につきましては、一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、町長より提案理由の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、平成27年田原本町議会第2回定例会に提出させていただきました各議案につきまして、その概要の説明を申し上げます。

議第30号、平成27年度田原本町一般会計補正予算（第1号）につきましては、補正予算額が1,425万円の増額で、予算総額は132億2,925万円となります。

補正の内容といたしましては、第2款総務費、1,425万円の増額で、個人番号制度による住民情報システム側のデータ連携変更に伴う自動交付機証明書発行プログラムの改修に要する経費でございます。

財源については、繰越金でございます。

次に、議第31号、平成27年度田原本町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正予算額が88万5,000円の増額で、予算総額は239万8,000円となります。

補正の内容といたしましては、第3款公債費、88万5,000円の増額で、住宅新築資金等の借受人から繰上償還があり、地方債の繰上償還を行うものでございます。

財源については、繰入金、繰越金でございます。

次に、議第32号、田原本町附属機関に関する条例の一部を改正する条例につきましては、本町の人口の現状と将来の展望を見通した「地方人口ビジョン」と、本町の今後5カ年の具体的な方向性として「地方版総合戦略」を審議・検討するため、地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定により、「田原本町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会」を設置するものでございます。

次に、議第33号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、平成26年6月の国民健康保険税条例の一部を改正する条例による附則第15項の改正規定のうち、「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」と改める部分について、施行期日を平成28年1月1日とするものでございます。

次に、議第34号、公共下水道事業（特）第27-1号・同工事に伴う水道管移設合冊工事請負契約締結につきましては、佐味地内の町道満田佐味線並びに佐味7・8・12・16号線等において、下水道工事543.5メートルと上水道工事423.7メートルを契約金額5,866万200円で、田原本町大字今里182番地の1、株式会社山本工業、代表取締役 山本行男と、次に議第35号、公共下水道事業（特）第27-2号・同工事に伴う水道管移設合冊工事請負契約締結につきましては、満田地内の町道三笠満田線並びに満田4・5・6号線等において、下水道工事415.0メートルと上水道工事2.0メートルを契約金額5,731万3,

440円で、田原本町大字今里182番地の1、株式会社山本工業、代表取締役山本行男と工事請負契約を締結したいので、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議第36号、財産の取得につきましては、田原本町指定ごみ袋の購入であり、取得価格1,455万7,860円で、桜井市大字芝1024番地、高田紙業有限会社、代表取締役 高田進一より取得するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第37号、指定管理者の指定につきましては、田原本町笠縫駅前自転車駐車場の指定管理者に、橿原市八木町1丁目8番15号、阪神管理サービス株式会社、代表取締役 清水克益を指定し、指定の期間を平成27年9月1日から平成29年8月31日までとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、今期定例会に提出いたしました議案についてご説明を申し上げます。

何とぞ慎重にご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻 一夫君） 以上をもちまして、町長の提案理由の説明を終わります。

上程議案の委員会付託について

○議長（辻 一夫君） それでは一括上程されております本議案につきましては、各所管の委員会に各々付託をいたしまして、休会中に審査を願うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、各所管の委員会に各々付託をいたしまして休会中に審査を願うことにいたします。

なお、委員会別の付託議案につきましては、事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（藤原庸雅君） それでは委員会別付託議案を朗読いたします。

議第30号、平成27年度田原本町一般会計補正予算（第1号）につきましては、厚生建設常任委員会。

議第31号、平成27年度田原本町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算

(第1号)及び議第32号、田原本町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の2議案につきましては、総務文教常任委員会。

議第33号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例から議第36号、財産の取得についてまでの4議案につきましては、厚生建設常任委員会。

議第37号、指定管理者の指定についてにつきましては、総務文教常任委員会。

以上でございます。

○議長(辻一夫君) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会をいたします。ありがとうございました。

午前10時57分 散会